

55年間維持されてきた JISマーク表示制度

今年10月にスタートする新JISマーク表示制度では、「50年来の大改革」と言われるほど、制度の抜本的な改革が行われています。新制度の中身について説明する前に、まず現行のJISマーク表示制度の今日までの流れを、簡単におさらいしたいと思います。

現行のJISマーク表示制度は、鋳工業品の形状・品質・性能などをJIS規格で具体的に規定し、規格に適合する製品にJISマークを表示できるというものです。

規格への適合は製造工場が自ら確認し、国は、国が定めた一定の基準に基づき、主に品質管理の側面から製造工場を認定する、いわゆる「工場認定」である点に大きな特徴があります。

昭和24年(1949年)の工業標準化法制定から、これまで55年間にわたってこの制度が維持されてきたわけですが、顧客ニーズが多様化する中、原材料購入から製品出荷まで一貫した製造を前提とした工場認定では、対応しきれないケースも出てきます。工場によっては基準に合わせた製品づくりが実態にそぐわないという状況も起こってくるようです。

現行のJISマーク表示制度は、製品の安全性や性

JQA Topics

JISマーク表示制度の 変更について

新制度のポイント



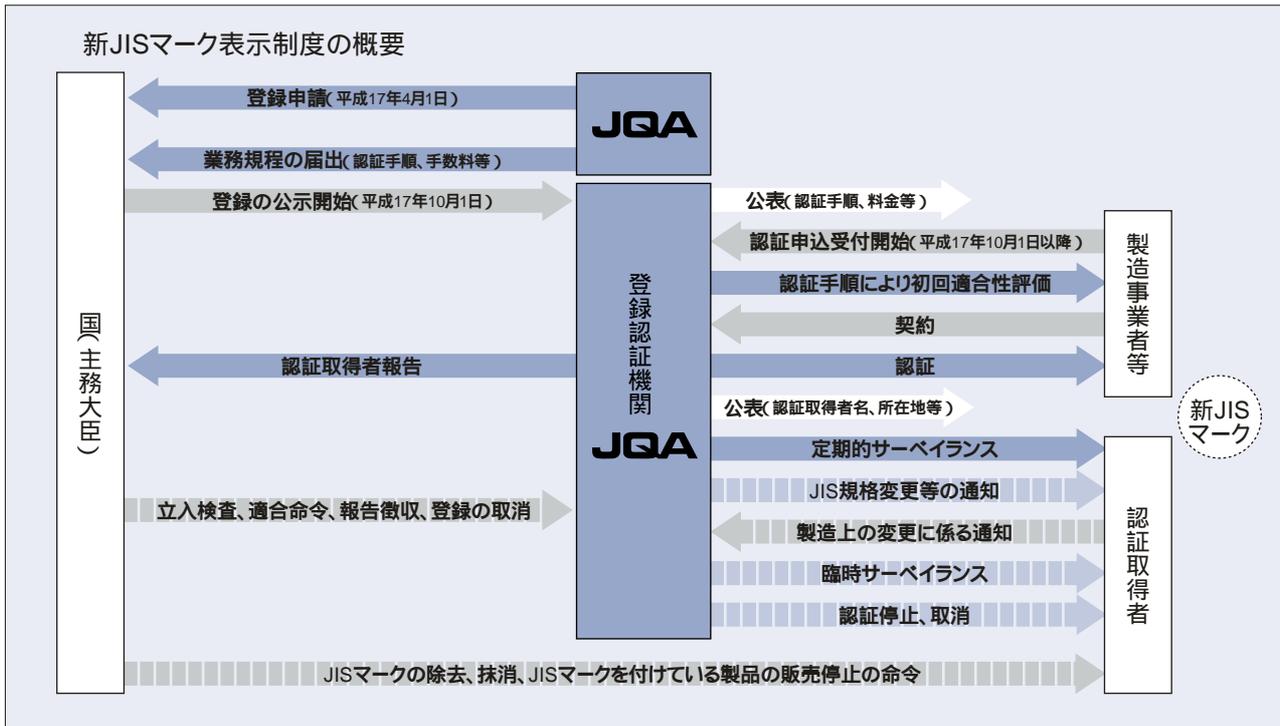
新JIS認証準備室
プロジェクトリーダー
矢野忠行

昨年6月に工業標準化法が改正されたのを受けて「JISマーク表示制度」が変更され、今年10月からは「新JISマーク表示制度」がよいよスタートします。現行のJISマーク表示制度が製造工場を認定する仕組みだったのに対し、新JISマーク表示制度は製品そのものを認証する点に特徴があります。また、認証の対象製品の範囲が広がり、民間の第三者証となったなどが注目すべき点で、JQAも認証機関として登録申請を行う予定です。新JIS認証準備室プロジェクトリーダーである総務企画部・矢野忠行部長に、新制度のポイントについて話を聞きました。

能を第三者が直接評価するというよりは、先程触れたように品質管理の側面から工場の製造や検査の状況を確認する点に重点が置かれ、長年継続されてきました。一方、製品に適合マークを表示する製品認証では、ISO/IECガイドに代表される世界基準に準拠した方法が諸外国では採用されており、結果的にJISマーク表示制度は世界標準から乖離しつつあります。こうした状況から、政府は今回の制度改正でJISマーク表示制度を国際整合したものに改正していきます。

JISマーク表示制度の抜本的改正を検討する議論

は、平成14年くらいから動きだしたように思われますが、JISマーク表示制度が制定以来50数年間まったく変わっていないというわけではなく、これまでに見直しが何度か行われています。例えば、マーク表示の対象製品は、現行のJISマーク表示制度では指定商品になりますが、時代の品質保証のニーズに合わせて品目を追加あるいは削除しています。また、海外工場への表示認定の開放や、表示認定の審査を国から国の指定をうけた第三者機関に移すなどが行われました。今回の制度改革もまた、時代ニーズに対応したものが、抜本的で広範囲に及んでいます。



変更ポイントは「工場認定」から「製品認証」への移行

では、「新JISマーク表示制度」は具体的にどのような制度なのか。現行制度と比較しながら、ポイントを説明したいと思います。

一番目のポイントとして挙げられるのは、新制度が従来の「工場認定」から「製品認証」へ移行した点です。

新JISマークを製品に表示するには、現行JISマーク表示制度と同様の製造工場の品質管理審査に加えて、製品のJIS規格適合評価(製品試験)を受け、それらに基づいて該当製品が認証されることが必要になります。また、一度認証を取得した製品がその後も継続して規格を満たす状態を維持しているかどうかも定期的に評価されます。これは現行JISマーク表示制度の公示検査にあたるものです。

製品の試験や工場の品質管理審査の結果に基づき「JIS規格に適合しています」という証明を製品に与え、その状態が維持されていることを継続して確認する主体が、国から民間の第三者認証機関に委ねられることになりました。現行制度では「工場認定の審査は、国または国が“指定”する機関」とされているように、国の関与が強かったのに対し、新制度では国の“登録”を受けた民間の登録認証機関が、製品認証を行うようになります。

ここで言う“登録”とは、認証機関としての資格要件を満たし国への登録を行うということで、それにより新JISマーク表示制度での認証を行うことが可能になるということです。法に定められた登録の資格要件は「ISO/IECガイド65」(国際的な製品認証機関に対する一般要求事項)です。登録の際に認証機関はガイド65への適合について、国の審査を受けることになります。

新制度のポイントの最後は、製品がJIS規格に適合しているかどうかを確認するための試験です。現行制度では、工場が適切な試験を実施していることを審査で確認するにとどまっていますが、新制度では認証機関が試験を行うのが基本です。認証機関の試験場所以外の場所、例えば製造者の試験場所での立ち会い試験もおこなうことができますが、この場合はその試験場所がISO/IEC17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)の該当する項目を満たしていることを認証機関が確認する必要があります。これらの点も、従来の工場認定から製品認証に移行した新制度の大きな特徴と言えるでしょう。

ところで、製品の認証を実際に行う際に、A認証機関とB認証機関で用いる認証の手順や手法がまったく違うというのでは、混乱を招き、それこそ新JISマーク表示制度の信頼性が揺らぎかねません。国は、JISマークの信頼性を維持するために、認証機関が実施する認証手順のガイドラインとして国際ガイドに準拠した「認証指針」を定めることとし、現在作成

が行われています。認証機関は、試験や工場審査等を通じて製品認証を行う際の認証手順をこの認証指針に沿ったものにするのが義務付けられています。

JISマークを表示できる対象が大幅に拡大 より使い勝手のよい制度に

さて、JISマークの対象となる製品ですが、従来は国が指定する鉱工業品などに限定する指定商品制が採用されてきました。しかし、新制度ではこの指定の枠が外れ、JIS製品規格が定められている製品がすべて対象になります。JIS規格数でいうと、現行制度では、約1,000規格が対象でしたが、新制度の施行によりこの数は4,000くらいに広がるだろうと言われています。もちろん、この新JISマーク表示制度は強制ではありません。

新制度の施行により、JISマークの認証申込者の対象も広がります。従来の制度は製造工場をターゲットにしていたため、製造業者や加工業者などの製品をつくる主体が申込者の対象でした。これに対し、新JISマークでの認証は、国内外の製造業者や加工業者はもちろん、販売業者や輸入業者も申込ができます。これは、新制度が製品を認証する仕組みであるため、製品の流通に携わるすべての主体に対象枠が拡大されたことで、より使い勝手のよい制度になったと言えるでしょう。

JIS規格に適合していることを示すために製品にJISマークを表示したいというご希望があれば、私どものような認証機関にお申し込みいただけますが、認証機関は、お申し込んだ製品に適用されるJIS規格について、試験や審査ができることを国に登録しておく必要があります。つまり、新しい商品をJIS規格に適合したものであると証明するためには、申込者が認証機関にお申し込みいただき、そして認証機関が国にその商品分野で登録されること、この二つの過程を経て、はじめてJISマーク表示のための認証が可能になります。

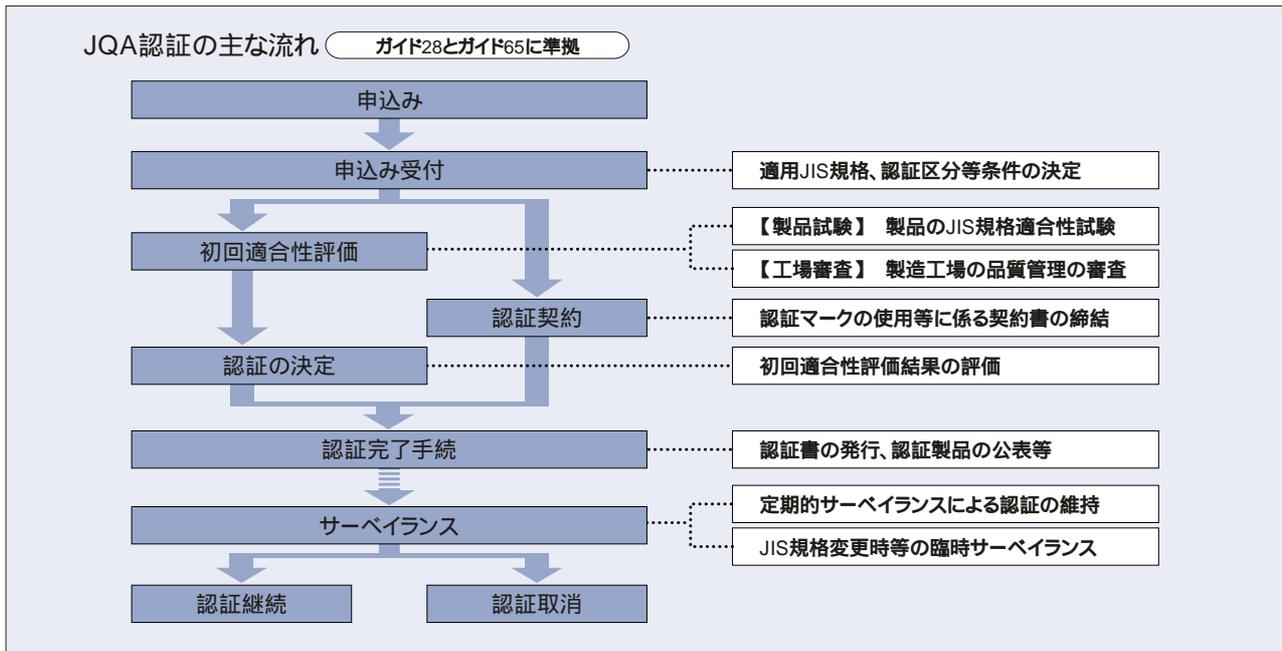
新制度成功の鍵は マーケットの信頼確保

現行制度はJISマークの表示対象品が限定されている(指定商品制)こともあって、JIS制度の認知度については業界によってバラツキがあるようです。現行のJISマークの取得事業者は土木・建築の関連企業が特に多くなっています。新制度では指定商品制が廃止されJIS製品規格が定められているすべての製品が対象になるため、業種間のバラツキは次第に解消されると思いますが、スタート当初はやはり現行JISマークの取得事業者からの申込が中心になるでしょう。

現在、JISマークの認定工場は1万1,000件を超えていると言われています。これらの工場は、今年10月の新JISマーク制度開始より3年の移行期間を過ぎた平成20年10月1日からは現行のJISマークを表示できるため注意が必要です。それ以降もJISマークを表示するのであれば、この移行期間内に新JISでの認証を受けていただくことになります。

JISマークも新しいデザインとなり、表示方法を含めて国で検討されています。新JISマーク制度では、登録認証機関名またはロゴを新JISマークの近傍に表示することが義務づけられています。JISマークの変更によって、金型や印刷機の変更を余儀なくされるケースも出てくるため、一部のユーザーからは「そう簡単に変えられない」という声も聞かれます。ただ、JIS規格適合により品質を証明するための手段として、おそらく現行のJISマーク認定工場の多くが新制度に移行されるのではないかと見ています。

今回の制度改正について、対象製品・認証申込者ともに既存の枠が取り払われたことによって、「製品の信頼性を市場にアピールできるチャンスが広がった」と歓迎する声もあります。しかし、忘れてはいけないのは、新JISマークが表示された製品に対して、マーケットがどれくらい信頼を寄せるのかが大きなポイントになります。



現在、世の中には製品の安全・安心を証明する、さまざまな規格マークがあります。これらのマークは時間をかけながらマーケットに信頼され、定着してきました。これに対し、新JISマークはまさにこれからがスタート。既存の規格マークに劣らない信頼性を確保するためには、認証機関の果たす役割も非常に重要だと思えます。

また、今回の制度改革により登録認証機関の基準や認証指針なども国際ガイドラインに準拠しているため海外から見てもわかりやすくなりましたし、また、JIS規格の国際規格との統合化も一層進んでいくと、海外でもJIS認証への関心が高まり広く使われるようになるだろうと期待しています。

JQAの総合力を活かし 幅広い企業ニーズに対応

今後のスケジュールは、今年4月1日に、国による新JIS認証機関の登録申請の受付が開始され、JQAも登録申請を予定しています。その後、10月1日から登録された認証機関による新JISマーク認証の受付がはじまります。

読者の中にはJQAでISO9001の認証登録をされている方も多くかと思えます。新JISマーク制度の工場審査とISO9001の登録審査では品質管理のチェック項目で若干異なる視点も含まれているため一概には言えませんが、ご登録いただいていることを有効に活用させていただきたく考えです。また、他の審査登録機

関でISO9001の認証を取得している場合でも、新JISマークの認証のご要望があれば、マネジメントシステムや製品認証の分野で長年培ってきたJQAの経験・ノウハウがきっとお役に立てると思います。企業の中には現行JISでの品質管理とISO9001による品質管理とが並立しているケースもあり、今回の制度変更に合わせて品質管理の仕組みをISO9001ベースに一本化するというもひとつの方法です。

新制度の狙いである国際整合という点から見ても、われわれは国際基準やガイドラインに関して豊富な知識を持っていると自負しています。新JISマーク導入をお考えの企業は、総合力が強みのJQAにぜひご相談ください。

2月にはISO9001の登録企業様の中で、製品認証に係わりがあると思われる企業様に新JISに関するアンケート調査を行い、多数のご回答いただきました。ご協力に感謝しています。

新制度に対応するためにはどのような準備をしたらよいか、また様子がわからず不安をお持ちの企業様もいらっしゃると思います。JQAでは、東京・名古屋・大阪の3カ所で新JISマーク表示制度に関するセミナーを開催する予定です。詳細はJQAホームページに掲載いたしますので、ご参加ください。

新JISマーク表示制度に関するお問い合わせ先

財団法人 日本品質保証機構「新JIS認証準備室」
TEL.03-6212-9234 FAX.03-6212-9002
E-mail jis-ninshou@jqa.jp